

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市文化芸術活動緊急奨励金 募集案内

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、展覧会・公演等の文化芸術事業が、中止・延期を余儀なくされており、文化芸術を支える関係者の活動に大きな影響が及んでいます。

発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動（企画・制作・実施・リサーチ等）を募集し、審査のうえ奨励金を交付します。

2 事業の概要

(1) 対象となる文化芸術分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列举された分野。分野横断的な取組も申請できます。

ア 文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊

イ 映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）

ウ 雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

エ 講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能

オ 生活文化（茶道，華道，書道，食文化*その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽）

※ 飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外。本奨励金は文化芸術活動を奨励するためのものであり，食文化に関しては，「講演や親子料理教室事業等の食文化に関する発信等」を主とするものを対象とします。

(2) 奨励対象者

以下の各号の全てに当てはまる個人又はグループ。なお，法人格を有するものを除く。

ア 住所地又は活動拠点が京都市内であること。

＜活動拠点の記入についての注意事項＞

1 京都市内に活動拠点がある方は，その名称・住所

2 市外に活動拠点のある方は，その名称・住所と市内での主な発表場所（例；京都芸術センター／ロームシアター京都／シアターE9等）の名称・住所を併記

3 活動拠点として，一時的に京都芸術センターや HAPS などのスタジオを利用していた方は，その施設名称・住所と時期

イ 京都市域における文化芸術の振興や発信に関する活動実績（京都芸術センター、ロームシアター京都等の市内施設において制作・発表した方、ギャラリーで作品発表した方も含む。）があること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、作品制作や展覧会、公演等をはじめとする活動機会が失われており、収入の減少が見込まれること。

※ 同一人が複数の申請を行い、又は別に申請を行うグループの一員となることはできません。

※ グループの場合、構成メンバー全員が上記の各号に該当すること。

※ 活動実績を確認する書類として、写真や過去のパンフレット、フライヤーなどを提出していただきます。

※ 「活動機会が失われており、収入が減少している」要件は、延期・中止となった発表機会等を具体的に申告いただくことにより判断します。

（例：令和2年2月28日開催予定の「●●●」公演が中止となった。）

(3) 対象となる活動

ア 表現部門（作家、演出家、演奏家、俳優、舞踊家など）

（例）・「社会的距離」を保つことのできる文化芸術活動（作品・公演の動画配信等）

・再開期に向けた新たな展覧会・公演事業等の制作準備

・ワークショップやレクチャーを含んだリサーチ等

・これらが複合した新しい表現

イ マネジメント・技術部門（制作スタッフ、舞台監督、照明・音響・映像等技術スタッフ、キュレーターなど）

（例）・舞台技術スタッフ等による作品のリサーチ活動や技能向上の取組

・再開期に向けた新たな展覧会・公演事業等の企画開発

※活動の例示は、あくまで例ですので、上記の内容に縛られることなく自由な発想で申請してください。

※不要不急の外出自粛、3密を避ける、大人数で集まらないなど感染拡大防止が活動の前提となります。

※具体的に想定されている活動内容や、また、発表会場や撮影場所、撮影方法などの困りごとについては、活動内容の問い合わせ先（京都芸術センター、ロームシアター京都、HAPS）までご相談ください。

(4) 採択件数

150件～200件程度

※応募状況によりですが、今後、財源確保の見通しが立った段階で採択件数を増やすことがあります。

(5) 奨励金

ア 金額

申請 1 件につき 30 万円（上限）（※課税対象所得となります）

ただし、採択件数に応じて 20 万円から 30 万円の間に変動することがあります。活動内容に対して定額の奨励金を交付するものであり、活動規模が 30 万円を上回るものでも構いません。

なお、少額（～20 万円）の申請も可能ですが、申請額を上限として、審査、交付します。

イ 使用可能な主な用途

活動に必要な機材や資料購入など活動に係るすべての経費に使用できます。

ただし、展覧会・公演等の中止・延期により生じた赤字の補填や、飲食代や生活費には使えません。

※本奨励金は、文化芸術活動の奨励をするものであり、いわゆる生活支援を目的としたものではありません。

(6) 奨励事業の実施期間

決定の日から令和 2 年 8 月 31 日（月）まで

※上記期間に申請した活動内容を実施していただきますが、企画した公演の実施等、社会的状況によって実現が難しい場合は、必ずしもこの期間までに全事業を完了しなくても構いません。8 月 31 日（月）の時点では、その日までに実施した内容を報告していただきます。

(7) その他

特に顕著な事業については、京都市による継続的な支援や京都芸術センター等関係機関のサポート対象となることを検討します。

3 奨励金の申請について

(1) 提出書類

ア 交付申請書（第 1 号様式）

イ 収支予算書（第 2 号様式）

ウ これまでの活動実績が分かる書類（自由様式。写真、パンフレット等。A4 サイズ 3 枚程度。）

エ 京都の芸術家等の活動状況に関するアンケート

(2) 提出期間

令和 2 年 5 月 7 日（木）から 5 月 17 日（日）まで

(3) 提出方法及び提出先

提出はオンライン又は郵送により行ってください。

○オンラインの場合

締切 令和2年5月17日（日）午後5時

提出ページ https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_bunka/

※締切直前は回線が込み合うことが予想されます。余裕を持って申請してください。

※「これまでの活動実績が分かる書類（自由様式。写真，パンフレット等。A4サイズ3枚程度。）」については，オンライン申請を行った方にお送りするメールに添付して提出してください。

○郵送の場合

締め切り 令和2年5月17日（日）消印有効

提出先 〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル6F
株式会社KNT ビジネスクリエイト 西日本営業部（本奨励金事務局）

注意事項 表面に「京都市文化芸術活動緊急奨励金」と朱書きすること

(4) 注意事項

ア 同一人が複数の申請を行い，又は別に申請を行う団体の一員となることはできません。

イ 本奨励金に申請された方は，「京都市中小企業等緊急支援補助金」を申請することはできません。その他，国，京都府等の補助金等を申請しても構いません。

ウ 活動内容の具体的な相談については，下記活動内容の問い合わせ先までご連絡ください。

エ 提出に要した経費は申請者が負担するものとします。

オ 提出書類は返却しません。

カ 奨励者は本奨励金で得た成果を多くの市民に発信するなど積極的に還元するよう努めてください。

キ 活動終了後，本市事業・施策の連携・協力を依頼するほか，本市の公式ホームページ等での活動情報の発信を行う予定です（任意）。

4 奨励金の交付について

(1) 審査

提出された書類を基に学識経験者や文化芸術事業に精通した方で構成する審査会において，次の着眼点から審査を行い，奨励者を決定します。

- ① 現下の情勢に対応し，確実・適切に実施できる手法か（社会的距離を保つ取組，3密を回避するなど感染拡大防止，表現手法，収入向上，実現可能性等）

- ② 成果が文化芸術の発展に寄与するか（活動の持続性、発展性等）
- ③ 成果が広く市民に還元されるか。
- ※ 芸術・技能の水準を評価するものではありません。

(2) 奨励者の決定

上記の審査の結果を基に奨励者を決定します。奨励者を5月末日までに決定し、全ての申請者に結果を通知します。

(3) 奨励金の交付について

奨励決定後、速やかに交付していきます（5月末～6月上旬頃を予定）。

(4) 結果報告書について

奨励者は、奨励事業の実施期間が終了した日から30日以内（最終締め切り：令和2年9月30日）に、以下の資料を提出してください。

ア 活動結果報告書

イ 決算報告書（領収書等は各自で保管しておいてください）

ウ 制作した作品の写真、ビデオ、企画書、レポート等の活動の成果を示すもの

エ アンケート

(5) その他

奨励者が以下に掲げる項目に該当する場合は、交付した奨励金の返金を求めます。

ア 申請内容を実施する見込みがないと認められるとき。

イ 所定の期間内に活動結果報告書又は関係資料の提出がないとき。

ウ 活動結果報告書により報告を受けた活動内容が、申請の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。

エ 奨励金の使途がふさわしくないと認められるとき。

オ その他、提出された資料に虚偽のあるとき。

5 相談・問合せ先 ＜5月1日から受付します＞

【活動内容の相談に関すること】

※相談、お問合せは原則Eメールで受け付けます。（閉館・在宅勤務等の状況により、お電話の場合はお時間をいただくことがございます。）

・ 京都芸術センター（公益財団法人 京都市芸術文化協会）

時間：午前10時から午後6時まで

電話：075-213-1000

Eメール：kyoto_art_support@kac.or.jp

・ ロームシアター京都（公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団）

時間：午前 10 時から午後 5 時まで

電話：075-771-6051

E メール：info@rohmtheatrekkyoto.jp

・ 一般社団法人 HAPS

時間：午前 11 時から午後 5 時まで（日曜日・月曜日・祝日休み）

電話：075-525-7525

E メール：info @haps-kyoto.com

【専用コールセンター】

・ 京都市文化芸術活動緊急奨励金受付事務局

時間：午前 10 時から午後 6 時まで

電話：050-3786-2917

メール：tsc-desk4@gp.knt.co.jp